



令和7年(2025年)度版

ひとり親家庭のしおり



豊中市ではひとり親世帯を対象とした補助制度や学習支援、イベントなどの情報を発信しています。ぜひ、ご活用ください。

豊中市公式LINE

下の二次元コードより友だち追加、
通常メニュー⇒受信設定
⇒子育て・教育⇒ひとり親⇒登録



ひとり親支援ガイド

スマートフォン等から24時間
いつでも必要な支援制度や
問合せ先をご案内します



豊中市こども未来部子育て給付課

令和7年(2025年) 11月

もくじ

はじめに

ひとり親家庭とは.....	1
まずは母子父子福祉センターへご相談ください.....	2

1. 相談窓口について

相談窓口について.....	3
こどもに関する窓口など	4

2. くらしのこと

ファミリー・サポート・センター	5
ひとり親家庭等日常生活支援事業	6
子育て短期支援事業	7
認定こども園入園・保育所入所、利用者負担額(保育料)の軽減.....	8
一時保育事業(断続的一時保育事業、緊急一時保育事業、病児保育)	9
放課後こどもクラブ.....	10

3. 経済的支援

児童手当、児童扶養手当.....	11
ひとり親家庭等医療費助成制度	12
子ども医療費助成制度、就学援助制度(給食費等).....	13
就学援助制度(新入学児童学用品費)、生活保護.....	14
遺族基礎年金・遺族厚生(共済)年金.....	15

4. こどもの教育支援

大阪府育英会奨学金貸付制度	16
豊中市私立高校入学支度金貸付あっせん制度、豊中市高校奨学費貸付制度.....	18
私立高等学校等の授業料無償化制度	19
母子父子寡婦福祉資金貸付金.....	20
日本学生支援機構奨学金制度	21
主な学習支援.....	22

5. すまいのこと

府営住宅、市営住宅、豊中市居住支援協議会、母子生活支援施設	23
-------------------------------------	----

6. 優遇・減免制度

国民年金保険料の免除・猶予制度、JR定期乗車券等の割引制度	24
所得税、市・府民税のひとり親・寡婦控除	25
固定資産税・都市計画税の減免、利子非課税制度・福祉定期預金制度.....	26

7. 養育費・親子(面会)交流のこと

養育費保証促進補助金、公正証書等作成促進補助金	27
弁護士費用補助金、親子(面会)交流支援事業	28
養育費・親子(面会)交流等の相談窓口	29

8. 自立(就労・資格取得など)のこと

ひとり親家庭自立支援給付金事業	30
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	31
母子・父子自立支援プログラム策定事業	31
若者支援総合相談、しごとくらしの相談、女性の仕事についての相談	32

はじめに

離婚を検討中・手続き中の方へ～離婚前相談を利用してください～

民法第766条「子の利益をもっとも優先して考慮しなければならない」

子どもの未来にとって重要な取決めである親権、婚姻費用、慰謝料、財産分与、養育権、養育費、親子交流のことや、離婚後の生活のこと、子どもに離婚のことを話すなど、課題や不安を感じられている場合は、2、3ページをご覧いただき母子父子福祉センターや各相談窓口へご相談ください。

(必要な手続きの一例)

- ・親権の変更(家庭裁判所)
- ・市民税等の扶養変更(担当課25ページ参照)
- ・養育費、公正証書等作成(担当課27ページ参照)

ひとり親家庭とは

このしおりでは、基本的に、下記の方を総称して「ひとり親家庭」と定義しています。

母子家庭の母

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者がない(死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等、又は婚姻によらないで母となった等)女子で、20歳未満の児童を扶養している方。

父子家庭の父

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者がない(死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等)男子で、20歳未満の児童を扶養している方。

寡婦

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方。

(注)「配偶者」には内縁関係の夫・妻を含み、「婚姻」には内縁関係を含みます。

※制度により、「ひとり親家庭」や「寡婦」等の定義(取り扱い)は若干異なる場合がありますので、ご注意ください。また、掲載制度やしおりの内容は予告なく変更しますので、利用される場合等は各担当窓口にお問い合わせください。

しおりの見方

- 所得制限………所得制限を記載しています。
- 子の年齢………制度を利用する際の子の年齢を記載しています。
- 区 分………制度を受けることができる方を記載しています。
- 概要、その他連絡先等…制度の概要や手続き、連絡先について記載しています。

まずは 母子父子福祉センターへ ご相談ください

豊中市立母子父子福祉センターは、ひとり親家庭や寡婦の生活が豊かになるよう様々な相談の受付や各種事業を実施しています。

弁護士による法律相談

第2・第4水曜 18:00～20:00
第1・第3土曜 9:30～11:30



日常生活の悩み相談

月曜～金曜 10時～16時
第1・3火曜 18時～20時
水曜、オンライン相談可

専門員相談

(元家庭裁判所調停委員)

第3木曜 13:00～16:00
第2木曜 17:00～20:00

養育費確保のための弁護士費用補助

養育費請求についての強制執行申立て等を行いう場合の弁護士費用を補助しています。
(上限15万円)

ひとり親家庭のケガや病気などによる 一時的な家事・育児をサポート

ケガや出張、病気などで一時的に家事・育児が出来ない場合等に、家庭生活支援員を派遣するなど日常生活を支援します。(事前登録必要)

親子(面会)交流の支援

離婚により離れて暮らす18歳未満のこどもと親の交流を、専門知識のある支援員が間に入ってサポートします。

ひとり親家庭学習支援教室

こどもと年齢の近い大学生などが講師となり、自学・自習形式で実施しています。実施日時などは22ページを参照いただき、ホームページをご覧ください。

豊中市立母子父子福祉センター

開館時間

9:00～17:15(年末年始除く)

問合せ ☎ 06-6852-5160

アクセス

中桜塚2丁目29番31号(地域共生センター東館内)

阪急バス「市役所前」下車 南西へ約300m

阪急電車「岡町」下車 東へ約350m

※駐車場なし。公共交通機関でお越しください。



ホームページ

1 相談窓口について

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の方、離婚前の方に対して、専門的知識を有する母子・父子自立支援員が相談に応じ、生活の安定、自立に必要な情報提供や支援を行っています。(事前にご予約ください)

オンライン予約やオンライン相談も可能です。

問合せ:こども未来部 子育て給付課  06-6858-2767



オンライン予約

民生委員・児童委員

お住まいの地域の民生委員・児童委員が、ご自身や子どもの悩みをはじめとした、生活に関する相談に応じ、必要により関係機関につなげます。

問合せ:民生・児童委員協議会連合会事務局(社会福祉協議会内)  06-6841-7335
福祉部 地域共生課 地域共生推進係  06-6858-2219

⊕ そのほかの相談窓口

福祉なんでも相談窓口	本部:社会福祉協議会 地域支援係	06-6848-1279
妊娠・出産・子育て相談窓口	おやこ保健課	06-6858-2293
離婚や家族関係、妊娠・出産・子育てに伴う就労に関する相談	とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ(29・32 ページにも掲載)	06-6844-9739
男性のための電話相談		06-6844-9111 (第2火曜18時~20時) (第4土曜13時~17時)
こども総合相談窓口(24 時間)		
子育ての悩みや不安・こどもとの関係についての相談	こども安心課	06-6852-5172
子どものための相談電話 とよなかっ子ダイヤル (18 歳になるまで)	こども安心課	0120-307-874
子どもの発育、発達、健康に関する相談	千里保健センター 中部保健センター 庄内保健センター	06-6873-2721 06-6858-2293 06-6332-8555
教育相談窓口	児童生徒課教育相談係	06-6840-8121
進路選択支援相談	学校教育課人権教育係	06-6858-2573
DV相談	豊中市配偶者暴力相談支援センター	06-6152-9893
	大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890(24 時間)

こどもに関する関係窓口など

経済的支援		
児童手当 子ども医療費助成	子育て給付課	06-6858-2269
児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費助成	子育て給付課	06-6858-2329
特別児童扶養手当	障害福祉課	06-6858-2232
母子保健		
乳幼児健康診査	おやこ保健課	06-6858-2293
予防接種	健康危機対策課	06-6152-7329
小・中・義務教育学校		
小・中・義務教育学校入学・転校 就学援助	教育委員会事務局 学務保健課	06-6858-2553
放課後こどもクラブ	教育委員会事務局 学び育ち支援課	06-6858-2578
子育て支援		
ショートステイ	こども総合相談窓口	06-6852-5172
ファミリー・サポート・センター	とよなかファミリー・サポート・センター (地域共生センター東館 2 階 社会福祉協議会内)	06-6841-9383
病気のとき		
休日急病診療	(一財)豊中市医療保健センター本部診療所 (上野坂 2-6-1)	06-6848-1661
	(一財)豊中市医療保健センター南部診療所 (島江町 1-3-14-101)	06-6332-8558 ※診療時間外はつながりません。
豊能広域こども急病センター	豊能広域こども急病センター (箕面市萱野 5-1-14)	072-729-1981
夜間休日緊急歯科診療	大阪大学歯学部附属病院 (吹田市山田丘 1-8)	06-6879-2848
市立豊中病院	市立豊中病院(柴原町 4-14-1)	06-6843-0101
小児救急電話相談	プッシュ回線、携帯電話からは → #8000 ダイヤル回線、IP 電話からは → 06-6765-3650	
認定こども園・保育所・幼稚園		
一時保育事業	右の二次元コードによりご確認ください	

2 くらしのこと

ファミリー・サポート・センター (次ページに利用料補助あり)

所得制限	なし	子の年齢	原則生後1か月健診を終えてから 小学校・義務教育学校6年生まで (それ以外は応相談)	区分	母子 寡婦 父子						
育児の援助を受けたい人(依頼会員)とその援助が可能な人(援助会員)、その両方を希望する人(両方会員)からなる会員システムで、保育所、幼稚園などへの送迎やその前後の預かりなどの育児相互援助活動をしています。こどものおられるすべての家庭が対象です。来所による事前の登録が必要です。(要予約)											
<利用料金>											
<table border="1"><tr><td>平日(月～金)の8時から20時までの間</td><td>1時間あたり800円</td></tr><tr><td>上記以外に利用したとき</td><td></td></tr><tr><td>病気回復期のこどもを預かるとき</td><td>1時間あたり900円</td></tr></table>					平日(月～金)の8時から20時までの間	1時間あたり800円	上記以外に利用したとき		病気回復期のこどもを預かるとき	1時間あたり900円	
平日(月～金)の8時から20時までの間	1時間あたり800円										
上記以外に利用したとき											
病気回復期のこどもを預かるとき	1時間あたり900円										
こんな時に利用できます(一例)											
制度概要	<ul style="list-style-type: none">○残業や出張のため、保育所などの終了時間までに迎えに行けないとき○保育所などの開始時間までに仕事に出なければならないとき○求職活動中のとき○通院や検診のとき○保育所や学校の行事のとき○引越やその準備のとき○冠婚葬祭に出席するとき○リフレッシュしたいとき○お友だち同士での預かり合い(お友だち同士で両方会員として入会可)										
	<p>※サービスの時間単位は1時間単位とし、1回あたりの活動時間が1時間未満の場合は1時間として計算します。</p> <p>※1時間を超える活動の場合、30分以内は上記の半額とし、30分を超える場合は1時間として計算します。</p>										
☆ご利用に際してのご注意											
<ul style="list-style-type: none">○事前登録が必要です。1時間程度の登録説明会(毎週火曜日・要予約)があります。○子どもの預かりは、原則、援助会員の自宅で行います。○子どもの宿泊はできません。○活動できる援助会員がいないときは利用をお待ちいただくことがあります。											
申込時期	随时(センターまでお問い合わせください。)										
必要書類	とよなかファミリー・サポート・センターにて登録のご案内及び必要書類をお渡しします。 ※登録時に証明写真(3×2.4cm)が2枚必要です。										
申込・問合せ	<p>とよなかファミリー・サポート・センター (中桜塚2丁目29番31号 地域共生センター東館2階 豊中市社会福祉協議会内) 📞 06-6841-9383(受付:平日午前9時～午後5時)</p>										

ひとり親家庭等日常生活支援事業 (ヘルパー派遣とファミリー・サポート・センター利用料補助)



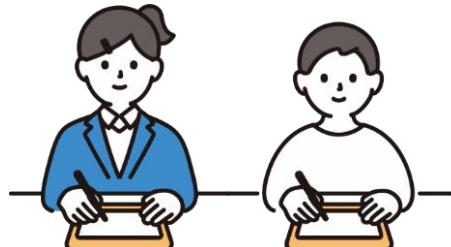
子育て短期支援事業

所得制限	なし	子の年齢	~18歳未満	区分	<input type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
制度概要					他のサービス(一時保育・休日保育)の利用が不可能で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行います。送迎は保護者の方に行っていただきます。
					●短期入所生活援助(ショートステイ)事業 (宿泊型・日帰り型) 保護者が疾病・疲労・その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、おおむね1日~7日間の範囲で、実施機関において児童の養育・保護を行います。
					【児童の保護者がこんな時に利用できます(一例)】 ○病気にかかった ○育児に疲れた… ○冠婚葬祭に出席する ○仕事の出張がある
					【1日当たりの料金(お子さんの年齢により異なります)】 ○生活保護世帯 0円 ○ひとり親で市民税非課税 0円 ○ひとり親で市民税課税世帯 1,000円~1,100円
申込時期	随時(申込み前に事前相談が必要です。)				
必要書類	ひとり親家庭の場合はひとり親家庭とわかる書類、健康保険証など ※詳細は申込時にお問い合わせください。				
実施施設	(社福)大阪西本願寺常照園(吹田市江坂町3丁目40番24号) (社福)大阪水上隣保館はばたき(豊中市桜の町3丁目12番10号) (社福)大阪水上隣保館遙学園(三島郡島本町山崎5丁目3番18号) (社福)大阪水上隣保館乳児院(三島郡島本町山崎5丁目3番20号) (社福)大阪水上隣保館翼(豊中市宝山町16番8号) (社福)済生会支部大阪府済生会大阪乳児院(大阪市北区大淀南2丁目2番51号)				
申込・問合せ	こども総合相談窓口 (豊中市岡上の町2-1-8 とよなかハートパレット2階) ☎ 06-6852-5172 (平日9時~17時15分 祝日・年末年始を除く)				

こども・子育てスペース(自習・遊び・子育てに利用できる施設)

市では、市有施設におけるこどもの居場所づくりを進め
るため、勉強したり遊んだり休憩したり、こどもや子育て
世帯が気軽に自由に使えるスペースを確保する取り組み
を進めています。

詳しくは二次元コードからHPでご確認ください。



認定こども園入園・保育所入所

所得制限	なし※1	子の年齢	~5歳※2	区分	母子	寡婦	父子
制度概要							
	<p>豊中市在住の保護者が就労や疾病などのため昼間、児童の保育にあたることができない場合、保育の利用ができます。(就労の場合は恒常に月 64 時間(実働)以上あることが必要です。) 就労予定の方や就労時間が足りない方も申し込み可。その場合入所後 90 日以内に就労要件を満たしていただくことになり(市の指定する期日までに保育を必要とする事由がわかる書類の提出が必要)、要件を満たせない場合は退園(所)となります。</p> <p>基本保育時間は保育標準時間認定の場合は午前 7 時から午後 6 時、保育短時間認定の場合は午前9時から午後5時で、開始前か終了時間を超えた場合は延長保育となります。延長保育料は1時間当たり 200 円です。*延長保育は基本的に午後7時まで(園によって異なる場合あり)</p> <p>※1:利用者負担額(保育料)は、保護者の市民税所得割額等により決定。なお、生計が同一である世帯の扶養義務者(祖父母等)と同居で保護者の収入が一定の金額を超えない場合、扶養義務者の市民税所得割額等で決定する場合があります。</p> <p>* 第 2 子以降の場合、0 歳から 2 歳までの利用者負担額(保育料)は無料です。</p> <p>* 幼児教育・保育の無償化により、3 歳から小学校に就学するまでの児童および、保育の必要性のある非課税世帯の0歳から2歳までの児童の利用者負担額は無償化の対象になります。</p> <p>* 幼稚園、認可外保育施設も幼児教育・保育の無償化の対象になる場合があります。</p> <p>※2:0 歳(出生後 57 日)~5 歳(就学前)</p>						
申込方法							
	問合せの二次元コードを読み取り、ホームページからオンラインで申込んでください。 ※オンラインでの申込以外では受け付けできません						
申込時期							
	5月～翌年1月入所希望の場合は前月 5 日が締切。翌年2月入所希望の場合は前々月5日が締切。4月入所希望の場合は前年の10月に一斉募集を行います。実施要件、世帯状況に応じて優先順位があります。						
必要書類							
	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書または保育を必要とする事由証明書(必要に応じてその他の書類を提出) ・ひとり親世帯の場合はひとり親世帯を証明する書類のコピー (児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療証、児童扶養手当支給停止通知書、保護者の戸籍謄本など) 						
問合せ							
	こども未来部 子育て給付課 入所入園係 (市役所第二庁舎3階 307番窓口)  06-6858-2252						

利用者負担額(保育料)の軽減

所得制限	なし	子の年齢	~2歳	区分	母子	寡婦	父子
制度概要							
	子ども子育て支援新制度の教育・保育施設において、在籍児童の世帯がひとり親世帯の場合、第1子を半額、第2子以降を無料とします。						
申込方法							
	問合せの二次元コードを読み取り、ホームページからオンラインで申込んでください。 ※オンラインでの申込以外では受け付けできません						
申込時期							
	随時(受付日により軽減の対象となる月が異なります。 また、軽減は年度内に限るため年度ごとの申請が必要です。)						
必要書類							
	ひとり親世帯を証明する書類のコピー(ひとり親家庭等医療証、児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、保護者の戸籍謄本など)						
問合せ							
	こども未来部 子育て給付課 入所入園係 (市役所第二庁舎3階 307番窓口)  06-6858-2252						

一時保育事業

断続的一時保育事業



所得制限	なし	子の年齢	満1歳~5歳(就学前)	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
制度概要	保護者の就労形態等により週3日以内で継続利用ができる断続的一時保育を実施しています。 利用料:一人 日額2,200円 飲食費400円				
申込場所	利用状況や登録については、豊中市内の断続的一時保育を実施している下記の施設				
申込時期	随時				
必要書類	一時保育事業利用登録書・一時保育利用申込書・お子さんの健康状態について・医師の意見書など				
問合せ	豊中市内の断続的一時保育を実施している施設(4ページ最下欄の二次元コード参照)				

緊急一時保育事業

所得制限	なし	子の年齢	満1歳~5歳(就学前)	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
制度概要	保護者の疾病、災害、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、利用初日から1ヶ月のうちで12日以内の利用ができる緊急一時保育を実施しています。 利用料:一人 日額2,200円 飲食費400円				
申込場所	利用状況や登録については、豊中市内の緊急一時保育を実施している下記の施設				
申込時期	随時				
必要書類	・緊急一時保育利用登録書、・緊急一時保育利用申込書、 ・お子さんの健康状態について、・医師の意見書など				
問合せ	豊中市内の緊急一時保育を実施している施設(4ページ最下欄の二次元コード参照)				

病児保育

所得制限	なし	子の年齢	満1歳~小学校・義務教育学校4年生	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
制度概要	病気または病気回復期のため集団保育・教育が困難で、保護者の仕事の都合、傷病、出産、冠婚葬祭等やむをえない事情により家庭での育児が困難な児童(病児)を保育します。 利用料:一人 日額2,000円(生活保護・非課税世帯は減免あり) ※食事・おやつ代等が別途必要(施設に直接ご確認ください)				
申込場所	利用状況や登録については、豊中市内の病児保育を実施している下記の施設				
申込時期	随時				
必要書類	・豊中市病児保育利用登録票、・利用申込書、・診療情報連絡票(※医師記入の病児保育用)、 ・病児保育個人記録票(入室時間診票)、・与薬依頼書など※年度ごと、施設ごとに事前登録が必要。 *詳しい利用案内と必要な書類は、市のホームページか各病児保育施設にあります。				
申込先	豊中市内の病児保育を実施している施設 しまこしないかキッズルーム(中桜塚2丁目) ☎ 06-6841-1300 シャイニーキッズとよなか(岡上の町2丁目) ☎ 06-6843-5519 関西メディカル病院附属エンゼル保育園(新千里西町1丁目) ☎ 06-6836-1515 にっこりほうなん病児保育園(豊南町西4丁目) ☎ 06-6335-7177				

放課後こどもクラブ

所得制限	なし	子の年齢	小学4年生まで (支援学級・学校在籍児童は6年まで)	区分	母子 寡婦 父子
保護者が仕事などで家庭に不在の児童を対象に育成支援を行います。適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを目的にしています。					
<p>利用対象者 保護者が労働等により昼間家庭にいない本市に居住する小学校及び義務教育学校の第4学年(支援学級在籍児童は第6学年)までの児童並びに本市に居住する特別支援学校小学部の児童</p>					
<p>開設期間・開設時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ●月曜から金曜日…放課後から午後7時まで ●夏休み・冬休み・春休み・学校休業日(創立記念日等)等…午前8時～午後7時まで ※いずれも、午後5時以降の利用は、別途要件があります。 ●土曜日…午前8時から午後5時まで ※別途利用要件があります。 ●日曜日・祝日…午前8時から午後5時まで 					
<p>休会日</p> <ul style="list-style-type: none"> ●12月31日から翌年1月3日まで ●3月31日(ただし、この日が日曜日の場合は前日) 					
<p>会 費</p> <ul style="list-style-type: none"> ●月額6,000円、午後5時以降は別途3,000円 ●土曜日 月額1,800円 ●日曜日・祝日 日額2,000円 ※生活保護・市民税非課税世帯に限り減免あり、兄弟割引あり 					
申込方法	オンライン申込(豊中市電子申込システム)				
申込時期	4月1日から入会を希望する場合は、毎年度指定する日まで。但し、5月以降入会希望の方については原則毎月、1日付入会のみ可能となり、申込期限については前々月の末日までとなります。期限までに豊中市電子申込システムからオンラインで申込してください。 (例:6月1日入会希望の場合は4月30日までです。)				
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書または利用事由証明書(市ホームページに掲載) ・その他必要に応じた書類(自営業の場合は確定申告書類等) 				
問合せ	<p>教育委員会事務局 学び育ち支援課 運営係 (市役所第一庁舎6階)  06-6858-2578</p>				

子どもの居場所

豊中市内では、NPOや任意団体、校区福祉委員会や福祉施設などの団体が、「こども食堂」や「無料・低額の学習支援」等、食事や学習をとおして、子どもたちが安心して話をしたり、様々な世代の人たちと関わったりすることができる場を提供されています。

市では、これらの団体の運営支援やネットワークづくりなどを、NPO法人とよなかESDネットワークに委託し、子どもの居場所づくりを推進するとともに、ポータルサイト「いこっと」で市内のこども食堂等に関する情報発信を行っています。

ぜひ、右の二次元コードよりご覧ください。

NPO法人とよなかESDネットワーク
 090-1152-9429(火～土10時～17時)



3 経済的支援

児童手当

所得制限	なし	子の年齢	<u>0~18歳※</u>	区分	母子	寡婦	父子
制度概要	児童の健やかな育ちを支援するため、日本国内に居住する高校生年代までの児童※一人につき、月額1万円もしくは1万5千円、第3子以降は3万円を支給します。(第3子以降とは大学生年代(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち3子目以降をいいます)(R6年10月改正)※18歳の誕生日後の最初の3月31日まで(高校生年代まで)の児童請求いただき、認定となった場合、請求した月の翌月分から支給されます。						
対象者	豊中市に住民登録し、高校生年代までの児童を監護、養育している生計中心者						
申込時期	随時(出生・転入等の場合、出生日・前市転出予定日等の翌日から15日以内に請求してください。)						
必要書類	個人番号がわかるもの(通知カードなど)など						
申込・問合せ	こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (郵送またはオンラインで申込できます。様式は市ホームページからダウンロードできます。) (市役所第二庁舎3階307番窓口)  06-6858-2269						

児童扶養手当

所得制限	あり	子の年齢	<u>あり※</u>	区分	母子	寡婦	父子									
制度概要	下記のいずれかに該当する児童※を監護等している母又は父若しくは養育者に支給します。 (該当していても、状況により受給できないときがあります。) ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(特別児童扶養手当を受給、又は同等の障害の程度のある児童は20歳未満までの者) ① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父又は母が死亡した児童 ③ 父又は母が政令で定める重度の障害にある児童 ④ 父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤ 父又は母が1年以上遺棄されている児童 ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑦ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童 所得に応じて次の額が支給されます(手当が支払われない場合もあります)															
	R7年4月改定額															
	<table border="1"><thead><tr><th>対象児童数</th><th>全部支給</th><th>一部支給</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人</td><td>月額 46,690 円</td><td>月額 46,680 円~11,010 円</td></tr><tr><td>2人目以降</td><td>1人増えるごとに 11,030 円加算</td><td>11,020 円~5,520 円加算</td></tr></tbody></table>							対象児童数	全部支給	一部支給	1人	月額 46,690 円	月額 46,680 円~11,010 円	2人目以降	1人増えるごとに 11,030 円加算	11,020 円~5,520 円加算
対象児童数	全部支給	一部支給														
1人	月額 46,690 円	月額 46,680 円~11,010 円														
2人目以降	1人増えるごとに 11,030 円加算	11,020 円~5,520 円加算														
申込時期	随時(申請前に事前相談が必要です。)															
必要書類	事前相談時に説明															
申込・問合せ	こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (市役所第二庁舎3階307番窓口)  06-6858-2329															

ひとり親家庭等医療費助成制度

所得制限	<u>あり※</u>	子の年齢	~18歳 (18歳以後最初の3/31まで)	区分	母子 寡婦 父子
<p>豊中市内に住所があり(外国人を含む)、児童扶養手当または、公的年金(国民年金の母子年金または遺族基礎年金、厚生年金等の遺族厚生年金等)を受けている人で、18歳に達した最初の年度末(3月31日)までの児童と、その児童を監護する父若しくは母または養育者に対して、保険診療で受けた入院・通院の医療費の自己負担額を助成します。ただし、1医療機関ごとに入通院別で500円/日(月2日限度)の一部自己負担金あり。</p> <p>調剤は、保険適用部分は自己負担なし。</p> <p>一部自己負担金が月2,500円/1人を超えた場合は、超過分を償還します。</p> <p>対象となる人</p> <p>市内に住所があり、健康保険に加入している人で、つぎのいずれかに該当する児童及び当該児童を監護する父若しくは母又は養育者。</p> <p>(1)父母が婚姻を解消した児童 (2)父又は母が死亡した児童 (3)父又は母が児童扶養手当法施行令に定める障害の状態にある児童 (4)父又は母の生死が明らかでない児童 (5)父又は母が引き続き一年以上遺棄・法令により拘禁されている児童 (6)父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 (7)母が婚姻によらないで懐胎した児童 (8)(7)に該当するかどうか明らかでない児童 (9)ただし、以下に該当する場合は対象外 ・生活保護受給者、障害者医療受給者、里親に委託されている児童 ・所得基準額を超える人 (<u>※児童扶養手当の基準を準用</u>) ・他制度で医療費助成を受けられる人</p>					
制度概要					
申込時期	随時				
必要書類	<p><児童扶養手当を受けられる人> 対象者全員分の健康保険情報が確認できる書類 (資格確認書やマイナポータルから出力できるPDFなど)</p> <p><それ以外>上記に加えて、戸籍謄本(原本)、年金証書(コピー)、その他指定する書類等</p>				
申込・問合せ	<p>こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (市役所第二庁舎3階307番窓口) ☎ 06-6858-2329</p>				



子ども医療費助成制度

所得制限	<u>なし</u>	子の年齢	0~18歳 (18歳以後最初の3/31まで)	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	<p>医療費助成: 豊中市内に住所がある 18歳に達した最初の年度末(3月 31 日)までの児童に対し、保険診療で受けた入院・通院の医療費自己負担金を助成します。ただし、1 医療機関ごとに入通院別で 500 円/日(月 2 日限度)の一部自己負担金あり。調剤は保険適用部分は自己負担なし。一部自己負担金が月 2,500 円/1 人を超えた場合は、超過分を償還します。</p> <p>入院時食事療養費助成: 入院時の食事療養にかかる標準負担額を助成します。</p> <p>対象となる人 市内に住所があり、健康保険に加入している児童。 <u>※他の公費医療の対象者、生活保護受給者は除きます。</u></p>				
申込場所	<p>問合せと同所、庄内出張所、新千里出張所 <u>(郵送またはオンラインで申込できます。様式は市ホームページからダウンロードできます。)</u></p>				
申込時期	随時				
必要書類	<p>1. 対象となる子どもの健康保険情報が確認できる書類(資格確認書やマイポータルから出力できる PDF など) 2. 保護者の個人番号が分かるもの</p>				
問合せ	<p>こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (市役所第二庁舎3階 307 番窓口)  06-6858-2269</p>				

就学援助制度(給食費等)

所得制限	<u>あり※</u>	子の年齢	小学校 1 年生～ 中学校 3 年生、 義務教育学校 1～9 年生	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	<p>小・中・義務教育学校(国私立も対象)に通う子どもの保護者に、給食費や学用品費などの一部を援助します。また、特定の疾病(むし歯など)を治療する際には、医療費の一部を援助します。※所得制限あり</p> <p>生活保護(教育扶助)を受けている場合、医療費と修学旅行費のみが援助対象。</p> <p>(学用品費などの就学援助とは別途お申込み)</p> <p>※詳しくは、市ホームページをご確認ください。</p>				
対象者	小・中・義務教育学校に通学する子どもの保護者				
申込方法	オンライン申込				
申込時期	毎年 6 月上旬～翌年 2 月末(申込日により支給金額が異なります。)				
必要書類	<p>保護者名義の預金通帳(振込先口座確認のため) ※世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、 詳しくは、市ホームページをご確認ください。</p>				
問合せ	<p>教育委員会事務局 学務保健課 (市役所第一庁舎 6 階)  06-6858-2553</p>				



修学援助

就学援助制度(新入学児童学用品費)

所得制限	あり※	子の年齢	小学校・義務教育 学校新1年生	区分	母子 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
制度概要	<p>翌年4月から、小学校・義務教育学校新1年生になる子どもの保護者に、新入学児童学用品費(定額)を援助します。(所得制限があります。生活保護(教育扶助)を受けている家庭は、就学援助を受けることができません。)</p> <p>※詳しくは、市ホームページをご確認ください。</p>				
	 新入学児童学用品				
対象者	翌4月から、小学校・義務教育学校新1年生になる子どもの保護者				
申込方法	オンライン申込				
申込時期	毎年1月中旬～2月末				
必要書類	<p>保護者名義の預金通帳(振込先口座確認のため) ※世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、 詳しくは、市ホームページをご確認ください。</p>				
問合せ	<p>教育委員会事務局 学務保健課 (市役所第一庁舎6階) TEL 06-6858-2553</p>				

生活保護

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	母子 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
制度概要	資産や能力等を活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。				
申込時期	随時				
必要書類	下記問合せまでお問い合わせください。				
申込・問合せ	<p>北中部地域の方は 福祉部 福祉事務所(市役所第二庁舎1階) ☎ 06-6858-2247 生活保護新規相談者専用フリーダイヤル ☎ 0120-020-671</p> <p>南部地域の方は 福祉部 福祉事務所分室(庄内幸町5丁目) ☎ 06-6334-4055 生活保護新規相談者専用フリーダイヤル ☎ 0120-020-672</p>				



遺族基礎年金・遺族厚生(共済)年金

所得制限	あり	子の年齢	あり	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
制度概要					【遺族基礎年金】 国民年金に加入し遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしている人、または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、その人に生計維持されていた「子のある配偶者」または「子」に遺族基礎年金が支給されます。ただし、「子のある夫」については妻の死亡日が平成26年4月1日以降の場合に限られます。また、「子」とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までにある子か、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある子をさします。 【遺族厚生年金】 厚生(共済)年金に加入していた人、または老齢厚生(共済)年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、その人に生計維持されていた遺族(優先順位の高い人)に遺族厚生(共済)年金が支給されます。「子のある配偶者」または「子」には遺族基礎年金も併せて支給されます。なお、「子のある夫」ならびに「子」は、上記遺族基礎年金の受給の対象者に限られます。遺族厚生(共済)年金を受給するためには、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。
申込場所	問合せと同所、庄内出張所、新千里出張所				
申込時期	随時				
必要書類	相談時に説明いたします。				
問合せ		遺族基礎年金については 健康医療部 保険相談課 国民年金係 (市役所第二庁舎 2階 210番窓口) ☎ 06-6858-2264 遺族厚生(共済)年金については 豊中年金事務所 ☎ 06-6848-6831			

大切な人を亡くしたとき ~グリーフってご存じですか~

大切な人を亡くした時におきる、こころの様々な反応のことをグリーフ(悲嘆)といいます。眠れない、自分を責める・反抗的になる・誰にも会いたくない…など、こころと体、行動への変化が現れ、こころの痛みがやわらぐために必要な時間は人それぞれです。

豊中市保健所では、こころの健康に関するご相談をお聴きしています。ご本人はもちろん、お子さんについてなど、周りの方からのご相談もお受けしています。

豊中市保健所 医療支援課 精神保健係 ☎ 06-6152-7315

豊中市保健所 こころの健康 [検索](#)

4 子どもの教育支援

大阪府育英会奨学金貸付制度

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	母子	寡婦	父子																				
制度概要		<p>保護者が大阪府内にお住まいで、向学心に富みながら経済的理由により高校等へ進学が困難な生徒の方に、奨学金(奨学資金・入学時増額奨学資金)の貸付を行っています。 ※所得等による審査あり</p> <p>高校奨学金(無利息)の概要 ※記載内容は、今後変更になる場合があります。</p> <p>■奨学資金の種類</p> <table border="1"><tr><td>入学時増額奨学資金 ※予約募集時のみ申込み可</td><td>高等学校等(中等教育学校の後期課程を除く)への入学時に必要な経費の支払に充てるため、高校等入学前に貸付する学資。</td></tr><tr><td>奨学資金</td><td>高等学校等の授業料及びその他修学に必要となる経費の支払に充てるため、高校等在学に貸付する学資。</td></tr></table> <p>■申込資格</p> <ol style="list-style-type: none">学校教育法に規定する次の学校に進学を希望又は在学する者 <table border="1"><tr><td>高等学校</td><td>中等教育学校(後期課程)並びに特別支援学校(高等部)を含む</td></tr><tr><td>高等専門学校</td><td></td></tr><tr><td>専修学校高等課程</td><td>修業年限1年以上</td></tr></table> <ol style="list-style-type: none">保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること 注)保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。 注)外国籍の保護者の申し込みには次の在留資格が必要となります。 ・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者(※1) (※1)定住者については、将来日本に永住する意思のない方は申し込み資格がありません。永住する意思確認のため、育英会所定の「誓約書」の提出が必要です。保護者(父母等)について、以下の【算式】により算出された所得判定額(保護者合算)が次の通りであること。<p>【算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額＝所得判定額 ※早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなるものの場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額－33万円)×6%－市町村民税の調整控除の額」で計算します。</p><p>入学時増額奨学資金の場合</p><table border="1"><tr><td>学校区分</td><td>所得判定額</td><td>年収めやす(※)</td></tr><tr><td>国公立・私立とも</td><td>251,100 円未満</td><td>800 万円未満</td></tr></table><p>奨学資金の場合</p><table border="1"><tr><td>学校区分</td><td>所得判定額</td><td>年収めやす(※)</td></tr><tr><td>国公立</td><td>251,100 円未満</td><td>800 万円未満</td></tr><tr><td>私立</td><td>347,100 円未満</td><td>1,000 万円未満</td></tr></table><p>(※)年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、こども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。</p>	入学時増額奨学資金 ※予約募集時のみ申込み可	高等学校等(中等教育学校の後期課程を除く)への入学時に必要な経費の支払に充てるため、高校等入学前に貸付する学資。	奨学資金	高等学校等の授業料及びその他修学に必要となる経費の支払に充てるため、高校等在学に貸付する学資。	高等学校	中等教育学校(後期課程)並びに特別支援学校(高等部)を含む	高等専門学校		専修学校高等課程	修業年限1年以上	学校区分	所得判定額	年収めやす(※)	国公立・私立とも	251,100 円未満	800 万円未満	学校区分	所得判定額	年収めやす(※)	国公立	251,100 円未満	800 万円未満	私立	347,100 円未満	1,000 万円未満
入学時増額奨学資金 ※予約募集時のみ申込み可	高等学校等(中等教育学校の後期課程を除く)への入学時に必要な経費の支払に充てるため、高校等入学前に貸付する学資。																										
奨学資金	高等学校等の授業料及びその他修学に必要となる経費の支払に充てるため、高校等在学に貸付する学資。																										
高等学校	中等教育学校(後期課程)並びに特別支援学校(高等部)を含む																										
高等専門学校																											
専修学校高等課程	修業年限1年以上																										
学校区分	所得判定額	年収めやす(※)																									
国公立・私立とも	251,100 円未満	800 万円未満																									
学校区分	所得判定額	年収めやす(※)																									
国公立	251,100 円未満	800 万円未満																									
私立	347,100 円未満	1,000 万円未満																									

貸付限度額については次のページへ➡

■貸付限度額(奨学金の種類、学校の区分、授業料の実質負担額などによって異なります)

入学時増額奨学資金

学校区分	貸付限度額	
	全日・定時制課程	通信制過程
国公立	10万円	10万円
私立	37万円	27万円
私立 ICT(情報通信技術)関連費用(※1) に係る本人(保護者)負担が無い場合	30万円	20万円

(※1)ICT関連費用とは、タブレット等購入費用(リース・レンタル含む)、ICT関連機器を使用するための通信費や環境整備等に関する費用です。

奨学資金

学校区分	貸付限度額(年額)	
国公立	授業料実質負担額(※2)+10万円(その他教育費)	
私立	年収めやす 800万円未満	授業料実質負担額(※2)+ 10万円(その他教育費)
	年収めやす 800万円以上	授業料実質負担額(※2)と 24万円の いずれか低い金額

(※2)授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた額をいいます。

■申込方法

予約募集(奨学資金・入学時増額奨学資金)

募集時期	中学校3年生時の9月上旬～10月上旬頃
申請窓口	在籍する中学校

在学募集(奨学資金のみ)

募集時期	高校等進学(進級)後の4月中旬～5月上旬頃
申請窓口	在籍する高校等

予約募集については、中学3年生を対象に毎年9月初旬ごろに学校で予約奨学生の募集を行います。また、在学募集については、高等学校等に在学している生徒を対象に毎年4月中旬ごろに在学奨学生の募集を行っています。学校で申込書類を受け取り、学校を通じてお申込みください。

申込場所	在籍する中学校または高校、専修学校
必要書類	詳しくは下記にお問合せください。
問合せ	在籍する中学校または高校、専修学校 (公財)大阪府育英会 ☎ 06-6357-6272

豊中市私立高校入学支度金貸付あっせん制度

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
制度概要	<p>私立高等学校の入学にあたり、入学時に必要な入学金、施設設備費等の資金が必要な方に、入学支度金貸付けのあっせんを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付額：生徒1人当たり20万円以内(有利子) ●返済期間：3年以内(期限内に返済した場合、当市から利子補給を行います) ●あっせん先：北おおさか信用金庫 <p>※所得制限あり。定員あり(100件)。同じ内容の他制度との併用は不可。</p>				
申込時期	毎年12月1日～12月31日				
必要書類	<p>豊中市への提出物 オンライン申込、認定後に合格通知書</p> <p>北おおさか信用金庫への提出物 印鑑(北おおさか信用金庫に口座がある場合は届出印)、契約書、本人確認できるもの(運転免許証等)、収入印紙(400円)など。</p> <p>※世帯の状況によって必要な書類が異なります。詳細は市ホームページをご覧ください。</p>				
申込・問合せ	<p>教育委員会事務局 学務保健課 (市役所第一庁舎6階) ☎ 06-6858-2553</p>				

豊中市高校奨学費貸付制度

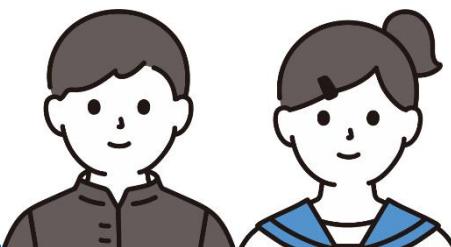
所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
制度概要	<p>経済的理由により高等学校等への修学が困難な高校生に、奨学費の貸し付けを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付額：国公立は年額8万円、私立は年額20万円を上限に、希望する額(無利子) ●貸付期間：在学期間中 ●返済：卒業後7年以内(大学進学などの場合、返済猶予可) ●借主：奨学生(高等学校等在学生徒)本人 ※所得制限あり。連帯保証人を立てられること。保護者が豊中市在住であること。 				
申込時期	毎年3月～翌年1月末				
必要書類	オンライン申込。認定後に誓約書、在学証明書、印鑑登録証明書(連帯保証人)など				
申込・問合せ	<p>教育委員会事務局 学務保健課 (市役所第一庁舎6階) ☎ 06-6858-2553</p>				

私立高等学校等の授業料無償化制度

所得制限	なし ※令和7年度は 高校1年生のみあり	子の年齢	なし	区分	母子 寡婦 父子																				
					大阪府では、大阪のこどもたちが中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高校や専修学校高等課程、各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、【国】高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金(以下「就学支援金等」と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金(以下「授業料支援補助金」)を交付することにより、保護者が負担する授業料が無償又は一部負担となるよう支援しています。																				
					【国】就学支援金等の内容 《全日制高校・専修学校高等課程等》 保護者等全員の「課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算)」の合算額に応じて、月額9,900円(年額118,800円)又は月額33,000円(年額396,000円)が支給されます。 《通信制高校》 単位制の場合、保護者等全員の「課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算)」の合算額に応じて、1単位あたり4,812円又は1単位あたり12,030円が支給されます。(※) (※)就学支援金は、年間30単位、通算74単位が上限 (※)高校生等臨時支援金は、年間24単位が上限																				
					【大阪府】授業料支援補助金の要件 <u>＜新制度＞令和7年度高校2・3年生及び令和8年度以降の入学生</u> ・国の就学支援金等を受給していること。(※1) ・その年度の毎月1日に、大阪府内の私立高校等のうち、「就学支援推進校」に在学していること。(※2) ・その年度の毎月1日に、生徒と保護者(親権者)全員が大阪府内に在住していること。(※3) (※1)就学支援金の支給期間上限(全日制は36ヶ月、通信制は48ヶ月)と支給単位数上限 (単位制授業料の学校のみ、年間30単位・通算74単位)の範囲内で 授業料支援補助金の支給対象となります。 (※2)就学支援推進校は大阪府ホームページでご確認できます(下記、QRコード参照)。 (※3)生徒又は保護者の一方が府外に在住していても対象となる場合があります。																				
					■年間授業料が63万円の全日制高校の場合																				
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>モデル世帯の年収めやす</th><th>課税標準額×6% - 調整控除額</th><th>就学支援金等(国)と授業料支援補助金(府)の支援額の計</th><th>保護者負担</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>590万円未満</td><td>154,500円未満</td><td colspan="2" style="text-align: center;">630,000円</td></tr> <tr> <td>800万円未満</td><td>251,100円未満</td><td colspan="2" style="text-align: center;">0円</td></tr> <tr> <td>910万円未満</td><td>304,200円未満</td><td colspan="2" style="text-align: center;">0円</td></tr> <tr> <td>910万円以上</td><td>304,200円以上</td><td colspan="2" rowspan="4" style="text-align: center;">0円</td></tr> </tbody> </table>	モデル世帯の年収めやす	課税標準額×6% - 調整控除額	就学支援金等(国)と授業料支援補助金(府)の支援額の計	保護者負担	590万円未満	154,500円未満	630,000円		800万円未満	251,100円未満	0円		910万円未満	304,200円未満	0円		910万円以上	304,200円以上	0円	
モデル世帯の年収めやす	課税標準額×6% - 調整控除額	就学支援金等(国)と授業料支援補助金(府)の支援額の計	保護者負担																						
590万円未満	154,500円未満	630,000円																							
800万円未満	251,100円未満	0円																							
910万円未満	304,200円未満	0円																							
910万円以上	304,200円以上	0円																							
					<p>※令和7年度は授業料の一時負担が生じる場合があります。 ※令和7年度の高校2・3年生において、年収めやす910万円以上の世帯は、標準授業料を超える部分について保護者負担が生じる場合があります。 ※令和7年度の高校1年生において、現行制度が適用されますので、年収目安910万円以上の世帯について授業料支援補助金は支給されませんが、国の高校生等臨時支援金が支給されます(全日制の場合、年額118,800円)。</p>																				
					<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>全日・通信</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>専修・各種</p> </div> </div>																				
制度概要	<p>府民お問合せセンター  06-6910-8001 在籍する私立高等学校、私立専修学校(高等課程)など</p>																								

母子父子寡婦福祉資金貸付金

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	母子	寡婦	父子
制度概要	ひとり親家庭の母又は父等に、貸付を行います。(申請から交付まで2~3ヶ月程度) 貸付種類 修学資金、就学支度資金 他						
対象者	ひとり親家庭の母又は父と寡婦の人および、その扶養している子						
申込時期	随時(申請前に必ず事前相談(予約)が必要です。)						
必要書類	事前相談時に説明(状況により異なります。)						
申込・問合せ	こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (市役所第二庁舎3階 307 番窓口) ☎ 06-6858-2767						



教育費は計画的に

各種の奨学金(貸付)や授業料の減免制度などがあっても、その他の必要経費(制服代、クラブ活動費、教材費等)がかかります。将来を見据えた資金計画をたてるようにしてください。わからないことがあれば、学校や担当窓口に早めに相談して、備えましょう。

- 中学3年生や高校3年生になれば、学校から予約申請できる奨学金があります。
- 貸付型奨学金は、入学前に貸与されるものと入学してから貸与されるものがあります。
⇒納入期限に注意して、早めに学校や担当窓口にご相談ください。
- 貸付型奨学金は貸与されるものであり、将来お子さんに返還していただくものです。
⇒進学先や学費、将来の返還については、お子さんとよく話し合って決めてください。

日本学生支援機構奨学金制度

所得制限	あり ※	子の年齢	下記参照	区分	母子	寡婦	父子																										
制度概要	<p>経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し学資の給付・貸与を行っています。申込みには学力・家計基準があり、高等学校等の卒業予定者を対象に進学する前年に申し込む「予約採用」と、進学した学校で申し込む「在学採用」があります。</p>																																
	<p>奨学金種類</p>																																
	<p>1. 納付奨学金</p> <p>対象学種:大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程) ※国又は自治体から対象となることの確認をうけた学校が対象。</p> <p>支給月額:約 17,500 円~75,800 円(住民税非課税世帯) ※住民税非課税に準ずる世帯の場合の月額は、下記ホームページにてご確認ください。 ※給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けられます。 ※多子世帯の場合は所得に関係なく授業料・入学金の減免を受けられます。</p>																																
	<p>2. 貸与奨学金</p> <p>(1)第一種奨学金(無利子) (2025年度入学者 月額:自宅通学の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">大学</th> <th colspan="2">短大・専修(専門)</th> </tr> <tr> <th>国公立</th> <th>私立</th> <th>国公立</th> <th>私立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高月額</td> <td>45,000</td> <td>54,000</td> <td>45,000</td> <td>53,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">最高月額 以外の月額</td> <td></td> <td>40,000</td> <td></td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>30,000</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>20,000</td> <td>20,000</td> <td>20,000</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高等専門学校及び大学院の月額は上表とは異なります。 ※申込時における生計維持者の年収が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外の月額から選択します。 ※給付奨学金を併せて利用する場合、貸与月額が制限されます。</p>							区分	大学		短大・専修(専門)		国公立	私立	国公立	私立	最高月額	45,000	54,000	45,000	53,000	最高月額 以外の月額		40,000		40,000	30,000	30,000	30,000	30,000	20,000	20,000	20,000
区分	大学		短大・専修(専門)																														
	国公立	私立	国公立	私立																													
最高月額	45,000	54,000	45,000	53,000																													
最高月額 以外の月額		40,000		40,000																													
	30,000	30,000	30,000	30,000																													
	20,000	20,000	20,000	20,000																													
	<p>(2)第二種奨学金(有利子) ※2025年度月額</p> <p>大学・短大・高専(4・5年)・専修(専門):2~12 万円(1 万円刻み)より選択 ※大学院の月額は上記のものとは異なります。</p>																																
	<p>(3)入学時特別増額貸与奨学金(有利子) ※入学前の貸与ではありません</p> <p>第一種奨学金又は第二種奨学金の申込者で条件を満たす方。 大学・短大・高専(4・5年)・専修(専門)・大学院 10・20・30・40・50 万円より選択</p>																																
参考 HP	<p>募集時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ●予約採用募集……高校3年生又は高校卒業後2年内に申し込み ●在学採用募集……進学後に申し込み 																																
	<p>日本学生支援機構 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html 文部科学省 高等教育の修学支援新制度について https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>																																
申込先 問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ●申込先:在籍している高校・大学など ●問合せ:給付・貸与の手続きスケジュール・提出書類については ➔ 申込先の学校へ その他の給付・貸与・返還については ➔ 日本学生支援機構奨学金相談センター  0570-666-301(ナビダイヤル) 平日 9:00~20:00(年末年始・土日祝日を除く) <p>※最新の情報については、上記ホームページをご確認ください。</p>																																

主な学習支援(要申込)

名称	対象	実施日	内容	実施場所・問合先
ひとり親家庭学習支援教室	ひとり親家庭の中学生・高校生	毎週土曜 (最終週、祝日等除く)、 第4木曜	大学生ほか(トライグループ)が講師となり、自学・自習形式で学びます。30名、無料、募集随時	母子父子福祉センター 06-6852-5160
いぶき学習支援事業	15~18歳	毎週水・土	運営委託団体のスタッフが自習形式で指導、若干名、無料、募集随時	青少年交流文化館いぶき 06-6151-2244
寄り添い型学習支援事業「中3まなびの場」	塾に通つたり、家庭教師がついたりしていない(オンライン含む)中学3年生並びに義務教育学校9年生	毎週 火・水・木・土	児童等活動指導員及び大学生・大学院生等の学習支援員が自習形式でサポート、20名程度	庄内コラボセンター 080-3519-1633
放課後の学習支援事業	豊中市立小・義務教育学校5年生・6年生	学校のある毎週水曜日の放課後 (~16:45)	教育委員会から委託を受けた事業者が、学習習慣の定着や学習理解度の向上のサポートを行います。 詳細はHP参照 → 	各学校の特別教室等 【第1ブロック】 (株)エデュケーションナルネットワーク 06-6136-1113 【第2ブロック】 (株)トライグループ 06-6120-9188
マチ☆スタ (放課後・土日にかかる中学生の学習支援)	豊中市立中学校及び義務教育学校後期課程の生徒	校区によって実施日、時間が異なる	学習理解状況に応じた個別最適な学びの充実のため、放課後や土曜を活用しながら自宅学習を支援します。 教育事業者に委託し、教科書に準拠したテキストを自学自習し、生徒約10人に1人の学習指導者がつき指導します。 詳細はHP参照 → 	公民館や中学校など 公共施設 中央公民館 06-6866-0555



5 すまいのこと

府営住宅

所得制限	あり	子の年齢	20歳未満	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	大阪府営住宅の募集は、4月・6月・8月・10月・12月・2月に申込書等を配布します。ひとり親世帯については、「一般世帯向け」や「福祉世帯向け」などの区分に応募いただけます。				
申込場所	郵送またはオンライン申込(インターネット)				
申込時期	4月・6月・8月・10月・12月・2月 ※申込多数の場合は抽選				
必要書類	当選者には、入居資格を確認するために必要な証明書類(住民票、所得証明等)を提出していただきます。(申込み時には必要ありません。)				
問合せ	豊中市・池田市・箕面市・吹田市内の府営住宅(東三国2丁目住宅を含む) 大阪府営住宅千里管理センター ☎ 06-6155-2782				

市営住宅

所得制限	あり	子の年齢	20歳未満	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	入居資格や所得制限があり、申込多数の場合は抽選となります。母子・父子世帯については、抽選の際に当選する確率が2倍に優遇しています。				
申込時期	5月・9月・1月				
必要書類	当選者には、入居資格を確認するために必要な証明書類(住民票、所得証明など)を提出していただきます。(申込み時には必要ありません。)				
申込・問合せ	豊中市営住宅 募集・管理センター(郵送または持参) (市役所第二庁舎5階) ☎ 06-6858-2395				

豊中市居住支援協議会

所得制限	なし	子の年齢	なし	区分	母子 寡婦・夫 父子
制度概要	住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など)の民間賃貸住宅への入居支援を行っています。				
申込時期	随時(要事前相談)				
必要書類	相談申込時にご確認ください。				
申込・問合せ	居住支援協議会事務局:一般財団法人 豊中市住宅協会 (市役所第二庁舎5階) ☎ 06-6858-2742 詳しくは、同協会ホームページをご覧ください。 https://toyohope21.xsrv.jp/toyonaka-kyojusien/index.html				

母子生活支援施設

所得制限	なし	子の年齢	18歳または20歳未満 (下の子がいる場合)	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情のある女子及び児童を入所措置して保護します。施設では指導員などの専門職員が、自立に向けての生活上の指導や精神的な面での相談にあたり生活を支援します。				
対象者	配偶者から暴力を受けている女子及び児童				
申込時期	随時				
必要書類	詳しくは下記までお問い合わせください。				
申込・問合せ	こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (市役所第二庁舎3階 307番窓口) ☎ 06-6858-2767				

6 優遇・減免制度

国民年金保険料の免除・猶予制度

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	母子	寡婦	父子
制度概要	経済的な理由で国民年金の保険料を納めることができない場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度です。本人・世帯主の前年所得が一定額以下の場合には、保険料の納付が全額免除・猶予または一部免除になります。審査は日本年金機構が行います。						
申込場所	問合せと同所、庄内出張所、新千里出張所						
申込時期	随时 ※ただし免除制度の年度は7月から翌年6月まで (保険料の納付が可能である過去2年1か月分までさかのぼって申請することができます)						
必要書類	本人確認書類、年金手帳または基礎年金番号通知書 失業が理由の場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証						
問合せ	健康医療部 保険相談課 国民年金係 (市役所第二庁舎2階210番窓口) ☎ 06-6858-2264 豊中年金事務所 ☎ 06-6848-6831						

JR定期乗車券の特別割引制度

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	母子	寡婦	父子
制度概要	児童扶養手当を受給中の人及び同世帯の人に対して、JRの通勤定期券を購入する場合、証明書を添えて申し込むと3割引で購入できます。						
必要書類	児童扶養手当証書、写真など(いつでも申し込みできます。)						
申込・問合せ	こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (市役所第二庁舎3階307番窓口) ☎ 06-6858-2329						

その他入園料等の特別割引制度

所得制限	あり	子の年齢	あり	区分	母子	寡婦	父子
制度概要	(1)児童扶養手当を受けている家庭は、万博公園の自然文化園、日本庭園に無料で入園できます。 入園の際、児童扶養手当証書を各受付窓口にご呈示ください。 (2)各種公的年金、児童扶養手当を受けている家庭は、大阪日本民芸館で割引があります。 入館の際、各証明書類を窓口にご提示ください。 ※施設により規定が異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。						
対象者	児童扶養手当、各種公的年金を受けている世帯						
問合せ	各施設へ						

所得税、市・府民税のひとり親・寡婦控除

所得制限	一部あり	子の年齢	なし	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	<p>所得税及び市・府民税で所得控除のうちひとり親控除・寡婦控除の適用が受けられます。</p> <p>ひとり親=所得税35万円、市・府民税30万円 寡婦=所得税27万円、市・府民税26万円</p> <p>※税金の所得控除として適用されるものであり、適用金額が還付されるものではありません。</p> <p>市・府民税の非課税規定の適用=ひとり親、寡婦の方で、前年の合計所得金額が135万円以下の方は、非課税。(市・府民税のみで、所得税は非課税規定なし。)</p>				
対象者	<p>次の条件に該当するかを、12月31日の現況によって判定します。</p> <p>ひとり親 婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の方のうち、次の3つの要件の全てに当てはまる方</p> <p>(1)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいること。 (2)生計を一にする子がいること。 この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていない方に限られます。 (3)合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>寡婦 「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる方。事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいる場合は対象となりません。</p> <p>(1)夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で合計所得金額が500万円以下の方 (2)夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方。なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。</p> <p>※「夫」とは、民法上の婚姻関係にある者をいいます。</p>				
申込時期	<p>年末調整=11月中旬ごろ 確定申告=2月16日から3月15日 市・府民税の申告=2月上旬から3月15日</p>				
必要書類	<p>年末調整 = 給与所得者の扶養控除等申告書 確定申告 = 所得税の確定申告書 市・府民税の申告 = 市・府民税の申告書</p>				
問合せ	<p>財務部 市民税課 普通徴収係 (市役所第一庁舎2階税総合窓口) ☎ 06-6858-2131</p>				



固定資産税・都市計画税の減免

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	<input type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
制度概要	<p>生活困窮のため固定資産税・都市計画税の負担に堪えることが困難であると認められる納税義務者について、<u>以下の全ての要件に該当する場合は</u>、申請に基づき固定資産税・都市計画税の年税額のうち、最大で2分の1を減免します。(申請時期によって減免率は変わります。)</p> <p>(1)寡婦もしくはひとり親(前年の12月31日現在)</p> <p>(2)固定資産の所有者及び所有者と生計を一にする全員が、個人の住民税均等割非課税限度額以下の所得であること</p> <p>(3)所有する資産が自己居住用だけであること(但し、対象となる土地の地積が100m²を超える場合は100m²までが、家屋の床面積が70m²を超える場合は70m²までが減免対象となります。)</p> <p>(4)所有する資産の固定資産税・都市計画税の年税額(土地・家屋の合計)が5万円以下であること</p>				
対象者	25 ページの「市・府民税」に準じる				
申込時期	納期限まで				
必要書類	減免申請書				
問合せ	<p>財務部 固定資産税課 課税総括係 (市役所第一庁舎2階 212 番窓口) ☎ 06-6858-2150</p>				

利子非課税制度・福祉定期預金制度

所得制限	なし	子の年齢	なし	区分	<input type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子②の一部のみ
制度概要	<p>(1)利子非課税制度 児童扶養手当を受給している母などを対象に、郵便貯金、各種預貯金、有価証券による貯蓄などの元本各350万円を限度として、利子が非課税となる制度です。</p> <p>(2)福祉定期預金制度 児童扶養手当を受給している父母などを対象に、期間1年の定期預金に限り、通常の定期預金の利息より有利な利息を受け取ることができます。(各金融機関により対象が異なります) ※詳しくは、各金融機関にお問合せください。</p>				
対象者	児童扶養手当を受給している母など				
問合せ	最寄りの金融機関・郵便局				

7 養育費・親子(面会)交流のこと

養育費保証促進補助金

所得制限	なし	子の年齢	20歳未満	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	養育費保証契約とは、養育費の支払いがない場合に保証会社が立て替えるものです。養育費について、保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料を補助します。(上限5万円)				
対象者	豊中市内に居住し、申請時においてひとり親等であって、次の要件の全てを満たす方 ・養育費の取り決めに係る債務名義(公正証書・調停調書など)を有している ・養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している ・過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め養育費保証契約に関する補助金を交付されていない				
申込時期	随時				
必要書類	戸籍全部事項証明書、住民票、児童扶養手当証書(いずれも写し)、保証会社に支払った保証料の領収書など、養育費の取り決めを交わした文書、養育費保証契約書、その他必要な書類 ※省略できる書類もありますので事前にご相談ください				
申込・問合せ	こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (市役所第二庁舎3階 307番窓口)  06-6858-2767				

公正証書等作成促進補助金

所得制限	なし	子の年齢	20歳未満	区分	母子 寡婦 父子
制度概要	公正証書や調停調書または確定判決にかかる書類取得費用(戸籍謄本・印鑑登録証明書・作成手数料・収入印紙代・郵便切手代)などを補助します。(上限3万円)				
対象者	豊中市内に居住し、申請時においてひとり親等であって、次の要件の全てを満たす方 ・養育費の取り決めに係る債務名義(公正証書・調停調書など)を有している ・養育費の取り決めに係る経費を負担している ・養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している ・過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に関する補助金を交付されていない				
申込時期	随時(公正証書等作成日から6ヵ月以内)				
必要書類	戸籍全部事項証明書、住民票、児童扶養手当証書、補助対象となる経費の領収書など、公正証書(強制執行認諾約款付き)、調停調書または確定判決、その他必要な書類 ※省略できる書類もありますので事前にご相談ください				
申込・問合せ	こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (市役所第二庁舎3階 307番窓口)  06-6858-2767				

弁護士費用補助金

所得制限	なし	子の年齢	20歳未満	区分	<input type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
制度概要	養育費請求にかかる弁護士費用(着手金・予納金・収入印紙代・郵便切手代など)を補助します。(上限 15 万円)				
対象者	豊中市内に居住し、申請時においてひとり親等であって、次の要件の全てを満たす方 ・養育費の取り決めに係る債務名義(公正証書・調停調書など)を有している ・養育費の取り決めの対象となる 20 歳未満の児童を現に扶養している ・養育費の不払いにより受け取れていない債権がある ・豊中市立母子父子福祉センターが実施する「ひとり親家庭弁護士相談」を受け、養育費の回収が見込める ・過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め養育費請求などの弁護士費用に関する補助金を交付されていない				
申込時期	隨時(要事前相談)				
必要書類	事前相談時に説明				
申込・問合せ	母子父子福祉センター (豊中市中桜塚2-29-31)  06-6852-5160				

親子(面会)交流支援事業

所得制限	なし	子の年齢	18 歳未満	区分	<input type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
制度概要	親子(面会)交流とは、こどもと離れて暮らす父母が、こどもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することで、両親が離婚しても、こどもが父母のどちらからも愛されていると実感できることによって、深い安心感と自己肯定感や自尊心を育むことができるものです。 支援員が父・母の間に入って別々に事前面接を行い、利用条件について確認し親子交流の日程(月1回、2時間以内)を調整します。また、交流当日も支援員が付き添って見守ります。 ※上限、1年間				
対象者	豊中市内に居住し、申請時においてひとり親等であって、次の要件の全てを満たす方 ・こどもと同居する親が豊中市内に住居を有していること ・離婚された方で、父母間で親子交流について調停調書、公正証書などの取り決めがあること。 ・当事業の支援を受けて親子交流を実施することに父母間で合意していること。 ・当事業のルール(暴力暴言、こどもの連れ去りなどの禁止行為)を遵守出来ること。				
申込時期	隨時(要事前相談) ※親子交流についての調停調書等が必要となりますので、詳しくは母子父子福祉センターまでお尋ねください。				
必要書類	事前相談時に説明				
申込・問合せ	母子父子福祉センター (豊中市中桜塚2-29-31)  06-6852-5160				

次の 29 ページにも、養育費や親子(面会)交流等に関する相談窓口を記載しています

養育費・親子(面会)交流等の相談窓口

機関名	電話番号
養育費・親子交流相談支援センター	📞 0120-965-419、📞 03-3980-4108
法テラス(日本司法支援センター)	📞 0570-078374(電話相談)
母子父子福祉センター(2ページ参照)	📞 06-6852-5160
すべてつぶ相談室(下記参照)	📞 06-6844-9739

とよなか男女共同参画推進センターすべてつぶ（玉井町1-1-1 エトレ豊中5F）

離婚にまつわる法律相談(女性弁護士が対応します)

面接・要予約・ひとり30分・原則1回

実施日:第1、第2金曜日(10:00~12:00)、第3金曜日(18:00~20:00)

ファイナンシャルプランナーによる離婚にまつわるお金の相談

実施日:第4土曜日(10:00~12:00)

※この他にも、女性の生き方総合相談(電話・面談)などもあります。

詳しくは上記電話番号へお問い合わせください。すべてつぶ相談室は、女性のための相談室です

8 自立(就労・資格取得など)のこと

ひとり親家庭自立支援給付金事業

所得制限	あり	子の年齢	なし	区分	母子 寡婦 父子
(1)自立支援教育訓練給付金					
雇用保険の一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金の指定講座を受講し修了した場合等に支給されます。雇用保険の教育訓練給付の受講資格有無により支給額が異なります。※専門実践教育訓練給付金については別途相談してください。					
制度概要		雇用保険支給要件なし	雇用保険支給要件あり	支給上限	
	支給時期	支給割合	支給時期		支給割合
一般 教育訓練講座	受講終了後	60%	受講修了し、 雇用保険の支 給決定後	60%から雇用 保険の支給割合 を除く	20万円
※自立支援教育訓練給付金の支給額が12,000円以下の場合は支給対象外です。					
(2)高等職業訓練促進給付金					
専門的な資格取得を容易にするため養成機関で修業する場合に一定期間支給されます。修了時には修了支援給付金が支給される場合があります。					
◇対象資格(例)…看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等					
◇支 給 額…月額10万円(市民税非課税世帯)、70,500円(市民税課税世帯) 【最終学年は月額4万円加算】 修了支援給付金5万円(市民税非課税世帯)、25,000円(市民税課税世帯)					
対象者	ひとり親家庭の親であって、 【自立支援給付金】母子・父子自立支援プログラム策定事業等を受けている者 【高等職業訓練促進給付金】児童扶養手当受給者又は同様の所得水準にある者(超過した場合1年限り可能)				
申込時期	随时(受講前の事前相談が必要)				
必要書類	詳細は下記申込・問い合わせ先へ				
申込・ 問合せ	こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (市役所第二庁舎3階 307番窓口) ☎ 06-6858-2767				

対象講座(指定講座)を探すには

厚生労働省の教育訓練講座検索システムから、対象となる講座やスクールを探していただけます。スマホやタブレットのカメラから、下の二次元コードを読み取ってご活用ください。



教育訓練講座検索システム
(厚生労働省)



教育訓練給付制度は、働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的に、雇用保険制度の一環として行われている給付制度です。

厚生労働省では、教育訓練給付制度において、指定講座の受講希望者がインターネットを活用して本人の希望に応じた指定講座及び教育訓練施設を選択できるよう情報を提供しております。

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金(子も対象)

所得制限	あり	子の年齢	20歳未満	区分	母子	寡婦	父子
制度概要	高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし、民間事業者などが実施する高卒認定試験の合格をめざす講座(通信・通学・それぞれの併用)を受講する場合に支払った受講料の60%の合計30万円を上限に補助します。*通信制の場合は上限金額が変わります ①受講開始時給付金…受講料の40%に相当する額(上限20万円、下限4,001円) ②受講修了時給付金…受講料の50%–①の支払額(上限25万円、下限4,001円) ③合格時給付金…受講料の10%に相当する額(上限30万円)						
対象者	・ひとり親家庭の親とその児童(20歳未満) ※母子・父子自立支援プログラム策定事業等を受けている方						
申込時期	随時(受講前の事前相談が必要です。)						
必要書類	詳細は下記申込・問い合わせ先へ						
申込・問合せ	こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (市役所第二庁舎3階307番窓口)  06-6858-2767						

母子・父子自立支援プログラム策定事業

所得制限	なし	子の年齢	なし	区分	母子	寡婦	父子
制度概要	就職や転職を希望されている、ひとり親家庭の親に対し、母子・父子自立支援員等が、個別の面談で生活状況や就労について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定しています。自立支援教育訓練給付金・高校卒業程度認定試験合格支援給付金申請者も必須です。 また、ハローワーク池田・ハローワークプラザ千里マザーズコーナーや豊中しごと・くらしセンターとも連携し、必要に応じて専門部門への同行や各種の職業訓練などの情報提供なども行っています。 ※相談はご予約ください						
対象者	ひとり親家庭の親(生活保護受給者除く)・離婚を検討されている方						
申込時期	随時(要予約)						
必要書類	詳細は下記申込・問い合わせ先へ						
申込・問合せ	こども未来部 子育て給付課 家庭給付係 (市役所第二庁舎3階307番窓口)  06-6858-2767						

市内在住の児童扶養手当受給者の方の就労支援にご利用いただける
『就職支援「とよなか」ハローワークコーナー』を市役所第二庁舎1階に開設しています。

ご利用については、母子・父子自立支援員が面談のうえ
 同行させていただきますので、まずは子育て給付課まで
 ご相談ください。

子育て給付課 家庭給付係  06-6858-2767

相談予約はこちらから ➔



若者支援総合相談

所得制限	なし	子の年齢	下記	区分	<input type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
制度概要	ひきこもり・ニートと呼ばれる課題を抱える若者や自立に向けて不安のある若者の相談窓口です。臨床心理士など専門の職員が、ひとりひとりの特性や状況に寄り添い、次のステップへ向けてサポートします。不登校・ひきこもり・コミュニケーションや人間関係の不安・進路や就労・不安定な子どもとの関わり方などの幅広くご相談にのっています。				
対象者	おおむね 15 歳から 39 歳の若者とその家族、支援者				
申込時期	相談は来談か電話で受付しています(火～土曜日、祝日・年末年始除く)				
必要書類	詳細は下記申込・問い合わせ先へ				
申込・問い合わせ	一般社団法人キャリアブリッジ http://www.career-bridge.info 相談専用ダイヤル 06-6866-3032(受付時間10:00～18:30) 予約専用アドレス info@career-bridge.net				

しごととくらしの相談

所得制限	なし	子の年齢	なし	区分	<input type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 父子
内容	しごとの相談 仕事探しでお悩みの方への個別相談、求人の検索と紹介状の発行、応募書類作成や面接のサポート、就職活動セミナーの受講。 くらしの相談 生活の再建に向けての個別相談、具体的な支援策を一緒に考え個別支援を行います。				
対象者	市民				
受付時間	月曜日～金曜日(祝日除く)、 しごとの相談 9:00～17:15 くらしの相談 9:00～17:00				
申込・問い合わせ	豊中しごと・くらしセンター (庄内幸町 4-29-1 庄内コラボセンター) ※相談は予約制となりますので、お電話でご予約ください。 しごとの相談 ☎ 06-6398-7463 くらしの相談 ☎ 06-6398-9354				

女性の仕事についての相談

内 容	女性限定の仕事に関する相談窓口があります。※いずれも予約が必要 しごと準備相談(1回50分) 向いている仕事、今後のキャリアプラン、転職や再就職などの悩みを女性のキャリアコンサルタントに相談できます。職務経歴書のチェックや、面接の練習も対応します。 実施日時:第2土曜日、第4土曜日の10:00～15:00 一般職業適性検査(約1時間) 一般職業適性検査(GATB)で、自分に合った職業の傾向を検査します。 1ヶ月後、検査結果をもとに、「しごと準備相談」で結果をフィードバックします。 実施日時:第4金曜日の 11:00～12:00、対象:40歳までの女性
連携機関	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ (玉井町 1-1-1 エトレ豊中 5 階) ☎ 06-6844-9739 予約受付時間 9:00～20:00 ※土曜日は 17:00 まで ※12:00～13:00 と 17:00～18:00、水曜・日曜・祝日を除く

豊中市 こども未来部 子育て給付課

〒561-8501 中桜塚3丁目1番1号(市役所第二庁舎3階)

📞 06-6858-2767 ✉ kosodatekyufu@city.toyonaka.osaka.jp



市ホームページ
(ひとり親家庭のための手当・助成・支援)